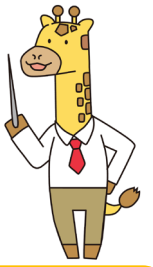


携帯電話契約の名義貸しは違法です!



【事例】

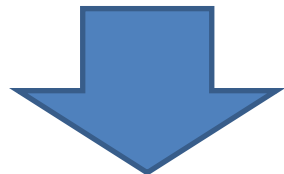
SNS で知り合った人から「携帯電話の契約し、携帯電話（端末）を渡すだけでお金がもらえる」というバイトに誘われた。端末の代金や利用料金などは後で事業者（雇い主）が払うというので承諾した。数社の携帯電話会社をまわって携帯電話の契約をした。バイト代として端末 1 台につき 2 万円もらった。最初の数カ月は、端末の代金や利用料金など携帯電話会社へ支払った分が事業者（雇い主）から支払われていたが、その後、支払いがなくなったうえ連絡が取れなくなった。携帯電話会社からの請求額も高額になり携帯電話会社へ支払えなくなった。

自己名義の携帯電話を携帯電話会社に無断で譲渡することは、「携帯電話不正利用防止法」で禁止されています。絶対にしてはいけません

携帯電話契約の名義貸しをしてしまうと



- 端末の代金と利用料金は、契約名義人に支払い義務があります
- 名義貸しで購入された携帯電話が振り込め詐欺などの犯罪に利用される可能性があります
- 知らないうちに犯罪行為に加担してしまう恐れがあります



携帯電話の利用停止の手続きをして、警察に申し出ておきましょう

※困った時は、ひとりで悩まず、まず相談！

福岡市消費生活センター相談コーナー（相談無料・秘密厳守）

相談専用電話 092-781-0999

☆検索サイトで「福岡市消費生活かわら版」を検索すれば、バックナンバーが印刷できます。